

市第 30 号議案

高速横浜環状北西線設備工事委託契約の締結について

1 概要

北線関連街路の 27 年度の国交付金が大幅な認証減となりましたが、北線関連街路の事業進捗を図るため、北線関連街路と北西線において、本市と首都高速道路(株) (以下「首都高」という。) の事業費負担区分の見直しを行いました(平成 27 年第 4 回市会定例会の本常任委員会にて報告済み)。

これにより、本市が実施することとなりました北西線の設備工事の一部を首都高に委託するため、首都高と工事委託契約を締結します。

2 これまでの経緯

平成 27 年 12 月 本市と首都高の事業費負担区分の見直しについて、本常任委員会にて報告しました。

平成 28 年 3 月 北西線の設備工事の一部を首都高に委託することに関する調整状況について、本常任委員会にて報告しました。

<見直しのポイント>

- ・北線関連街路において本市が負担予定だった馬場出入口及び関連街路の一部を首都高負担とし、北西線の設備工事の一部を本市が実施。
- ・本市及び首都高ともにこの見直しによる負担の増減はなし。

3 首都高に委託する理由

- ・首都高が実施する工事との調整が必要であり、これと一体的に施工する必要があること。
- ・北西線の将来の維持管理を首都高が行うことから、首都高が施工することで得られた情報等を適切に維持管理に反映することができること。

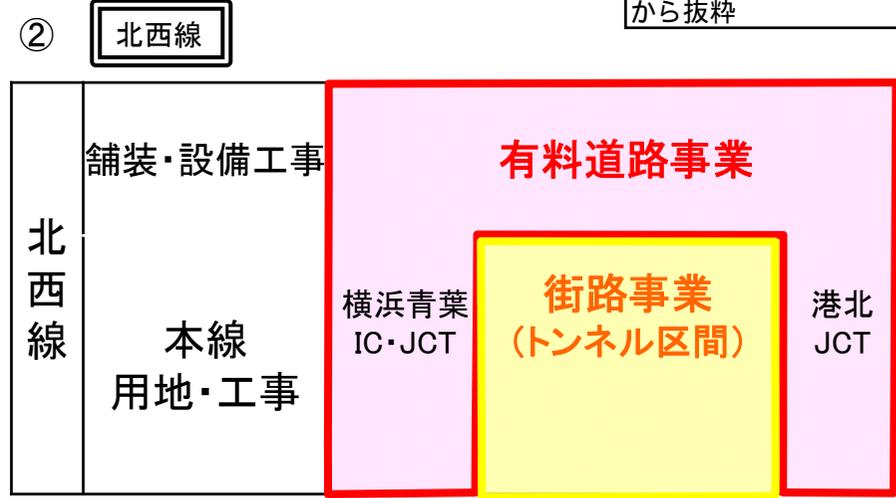
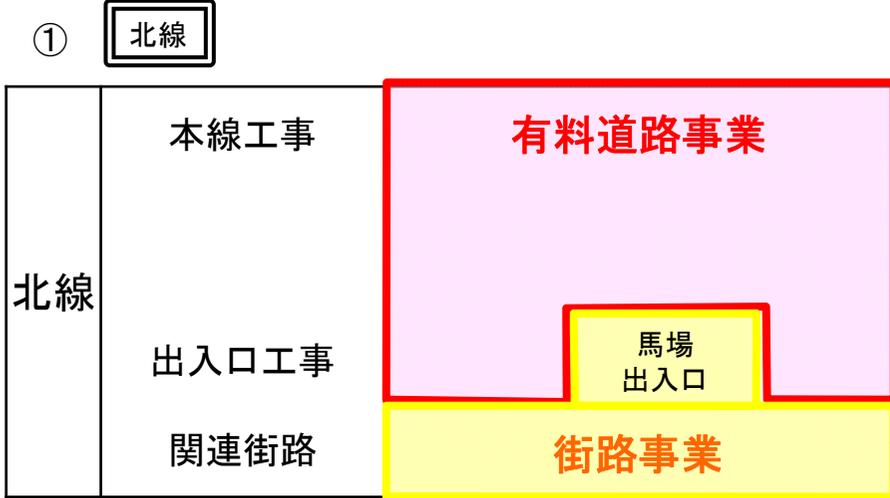
4 工事委託の内容

- | | |
|------------|---|
| (1) 委託工事名 | 高速横浜環状北西線設備工事 |
| (2) 委託工事概要 | ア 換気設備工事 一式
イ 防災設備工事 一式
ウ 照明通信設備工事 一式 |
| (3) 履行場所 | 青葉区下谷本町 35 番地の 27 から
都筑区川向町 697 番地の 7 まで |
| (4) 契約金額 | 25,254,720,000 円
(平成 28 年第 1 回市会定例会 債務負担設定済) |
| (5) 履行期限 | 平成 32 年 3 月 31 日 |
| (6) 契約の相手方 | 首都高速道路株式会社
代表取締役社長 菅原 秀夫 |

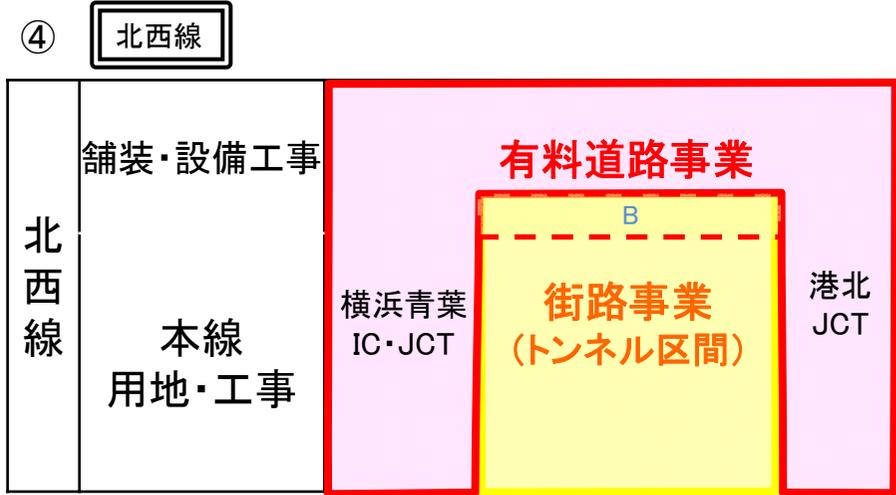
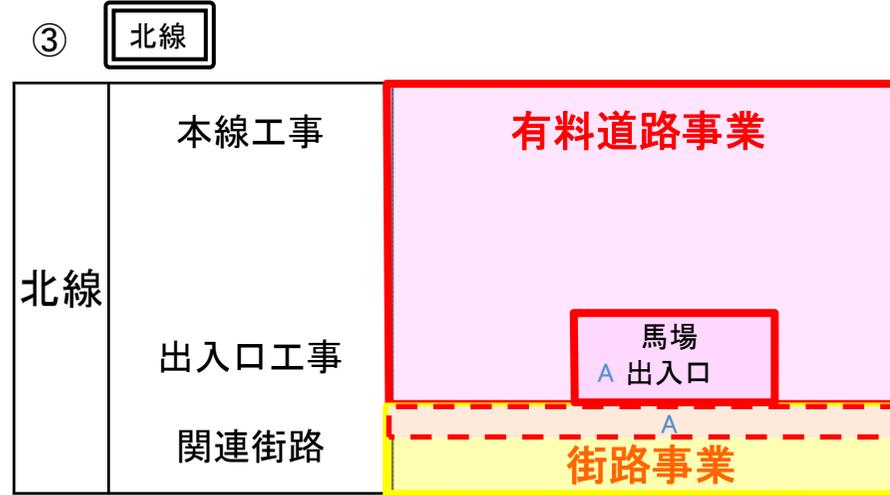
【別添】費用負担の見直し(北線、北線関連街路、北西線)のイメージ図

平成27年第4回市会定例会
 建築・都市整備・道路委員会
 道路局報告資料(H27.12.10)
 から抜粋

<費用負担見直し前>



<費用負担見直し後>



負担区分の見直し額 合計 約253億円
←→
負担区分の見直し額 合計 約253億円